

タクシー券のつかいかた

令和 7 年度
福祉タクシー料金給付利用券

500 円

N O 20250000000

氏名 太田 ○○

令和 8 年 3 月 31 日まで有効

発行者

群馬県太田市長 ○○ ○○

※タクシー料金支払時、運転手に障害者手帳を提示し、タクシー券を渡してください。

Q1. どのタクシー会社で利用できますか？

下記のタクシー会社や事業所で利用できます。

●太田地区会

朝日自動車	0120-23-4151
尾島自動車(株)	60-1000
矢島タクシー	60-1234
永島タクシー	32-1012
つつじ観光バス(館林)	75-3333

●桐生・伊勢崎・足利・邑楽地区

桐生朝日自動車	0277-54-2420
桐生合同自動車	0277-22-2881
沼田屋タクシー(岩宿)	0277-76-5242
沼田屋タクシー(桐生)	0120-08-5242
十王自動車(伊勢崎)	0270-25-2460
北関東両毛交通(足利)	0284-20-1400
北関東タクシー(邑楽)	0120-590-845

●福祉限定タクシー ※車いすに乗ったまま乗り降り可能

さなみ介護支援タクシー	60-5831	予約制 (当日は対応できない場合も あります)
よつば介護タクシー	52-8250	
あおば介護タクシー	0277-46-8589	
みらい介護支援タクシー	52-2156	
NK ケアタクシー	080-5875-0136	
福祉タクシーおひさま(館林)	090-7285-0152	
介護サービスおむすび(大泉)	080-2569-4479	
輸送ライン(株) (前橋)	027-212-2062	
介護タクシーマリーゴールド(伊勢崎)	080-8452-0505	
ケアタクシーすずらん(伊勢崎)	080-5887-3201	
介護タクシー オリーブ	090-4634-1122	
(株) R i g h t	0277-46-9062	
ケアタクシーミューズ(伊勢崎)	080-9992-2121	
介護タクシー飛路屋	080-1586-2525	

令和 7 年 10 月 1 日現在

Q2. タクシー券1枚でいくら補助されますか？

運賃が500円以上の場合に、500円分が補助されます。

Q3. 1回の乗車でタクシー券を何枚まで使えますか？

- ・運賃が500円～999円の場合・・・1枚

(例) 請求金額 710 円……タクシー券 1 枚(500 円分)と現金 210 円で支払い

- ・運賃が1,000円以上の場合・・・・・・2枚

(例) 請求金額 1300 円……タクシー券 2 枚(1000 円分)と現金 300 円で支払い

※1回につき使えるのは最大2枚です(運賃が1,500円を超えても2枚)。

Q4. タクシー券は何枚もらえますか？

1年に24枚お渡ししています。

※利用券は紛失しても再発行はいたしません。

Q5. 障害者手帳を見せると運賃が割引になると聞いたのですが、割引後の運賃に対してタクシー券を使用できますか？

この取り扱いについては、事業所ごとに取り扱いが異なります。

ご利用になる事業所にお問い合わせください。

Q6. 請求金額が500円以上なのに、事業者に「タクシー券を使用できない」と言われました。なぜ使えないのですか？

- ・表面の一覧に名前のない事業所では、タクシー券は使えません。
- ・事業所によっては、運賃のほかに介助費用がかかる場合があります。介助費用は運賃ではないので、タクシー券を使うことはできません。

例) 運賃 640 円、介助費用 1,000 円、合計 1,640 円を請求された場合

運賃が 640 円なので、タクシー券を 1 枚使用できます。

残りの運賃 140 円と介助費用 1,000 円の合計 1,140 円をお支払い下さい。

※介助費用がかかるかどうかは、事業所にお問い合わせください。

問合せ先

太田市役所 障がい福祉課

電話 0276-47-1828

0276-47-1929

0276-47-1956